

# 長崎県建設産業に関する研究会

## 報告書の解説

# I . はじめに

# 1. 報告書の意義

## 経緯

今後の**建設業再生の方策**について、知事が昨年9月に第3者委員会である「長崎県建設産業に関する研究会」に委嘱した。研究会は今年4月に知事に研究結果を報告した。

## 意義

放置すると低価格競争が続いて建設業界は疲弊し、やがて崩壊する。**社会に必要とされる建設業として存続していくための唯一の方向性である。**

## 対応

知事は、この提言を受け入れ、入札制度の早急な見直しを行う予定。**建設業界も、提言を受け入れ、制度改革に対処していく必要がある。**

## 2. 主な提言内容



① 供給過剰構造の是正を促すこと

○格付基準と発注基準の見直し(地域特性には一定配慮)

② 過度な重層下請構造の是正と元請下請関係の適正化を促進すること

③ 経営革新に積極的な企業を支援すること

④ 改革は実施可能なところから速やかに進めること

① 供給過剰是正のイメージ

建設市場  
の供給過剰

放置



建設業界は  
疲弊し、衰退する

~~低下~~

是正

技術と経営に優れた建設業  
地域に貢献する建設業を育成

県民が  
建設業界に  
求めるもの

工事品質  
安全性  
維持管理機能  
災害対応機能

① 格付基準の見直し

② 発注基準の見直し

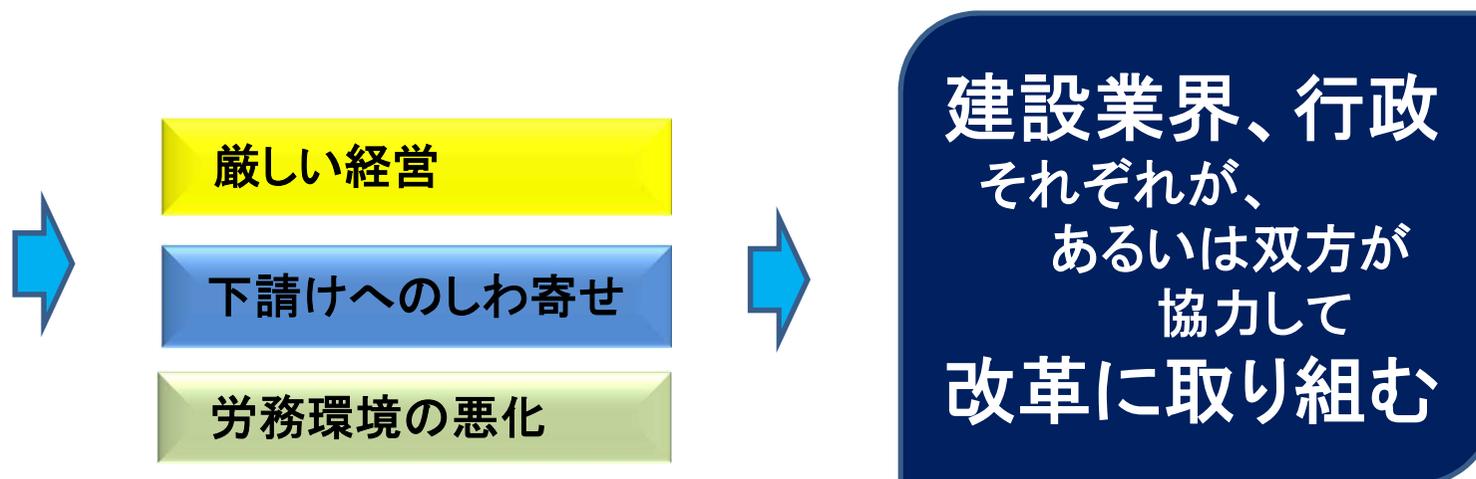
③ 地域配慮と地域特性の見直し

確保

健全な建設業界  
の再構築

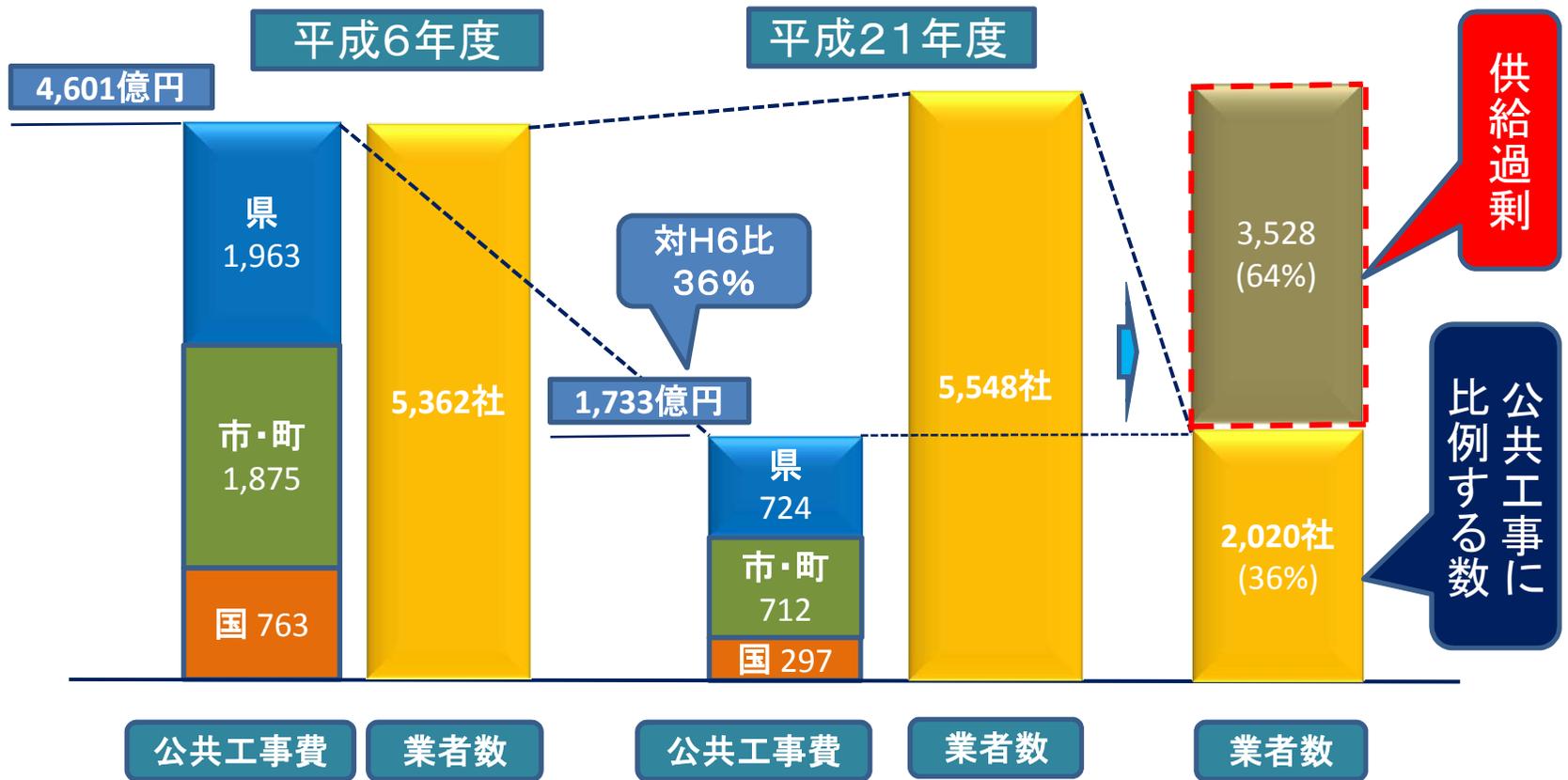
## Ⅱ．報告書の解説

# 1. 建設産業を取り巻く状況と 今後の方策について(総論)



# 建設市場の供給過剰状況

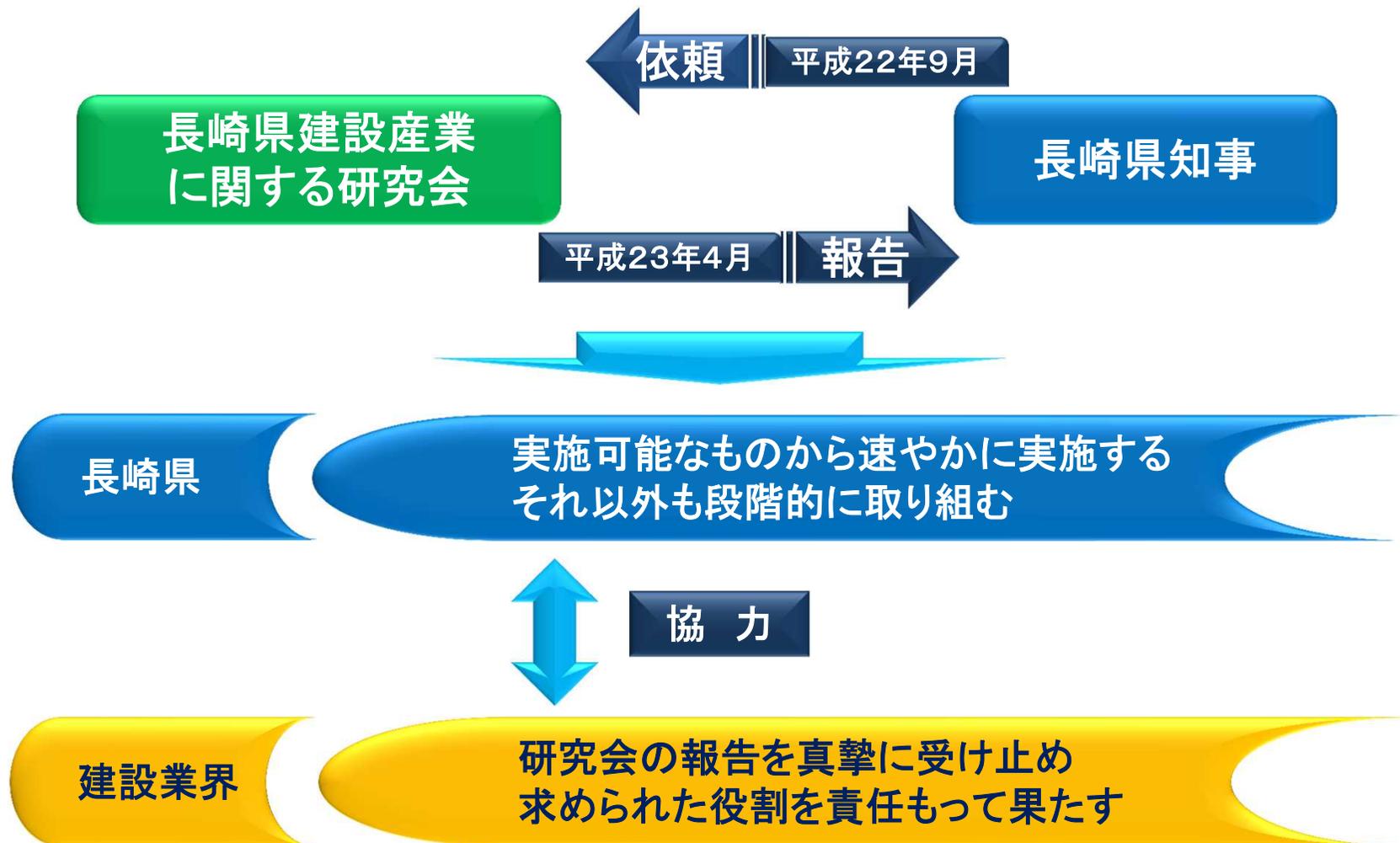
## 長崎県の公共工事と建設業者数の推移



# なぜ思い切った対策を行う必要があるのか



## 研究会報告への対応



# 改革のスキーム

## 取組の概要(3つの柱)

### 1. 供給過剰構造の是正

技術と経営に優れ、地域に貢献する  
意思と能力を有する企業を中心

格付基準・発注基準の見直し  
(Aランクを半分程度に・地域バラン  
スを図りながら地域特性にも配慮)

### 2. 重層下請構造の是正と 元請下請関係の適正化の促進

県工事下請は2次または3次まで

見積内訳書まで提出義務付け

### 3. 経営多角化や新分野進出の支援

経営革新に積極的な企業の支援



行政、建設業界は

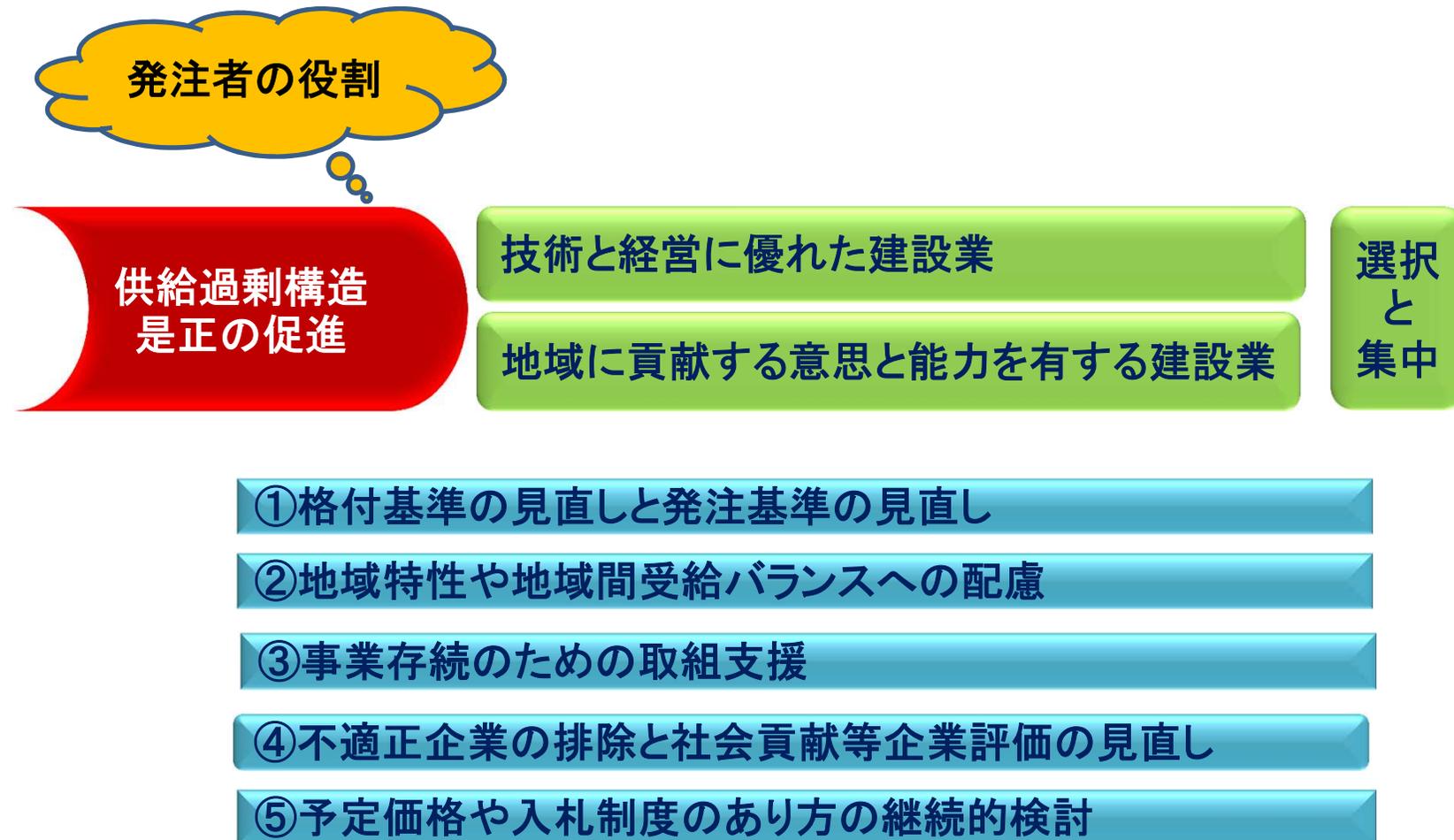
○厳しい現状を認識し、  
研究会の報告を  
真摯に受け止める。

○それぞれの役割を  
協力しながら、責任  
を持って果たす。

○実施可能なものから  
速やかに取り組んで  
いく。

ことを求められている。

## 2. 公共工事における発注のあり方



(参考資料)長崎県の格付・発注基準と入札参加者数の現状(H22)

土木一式工事

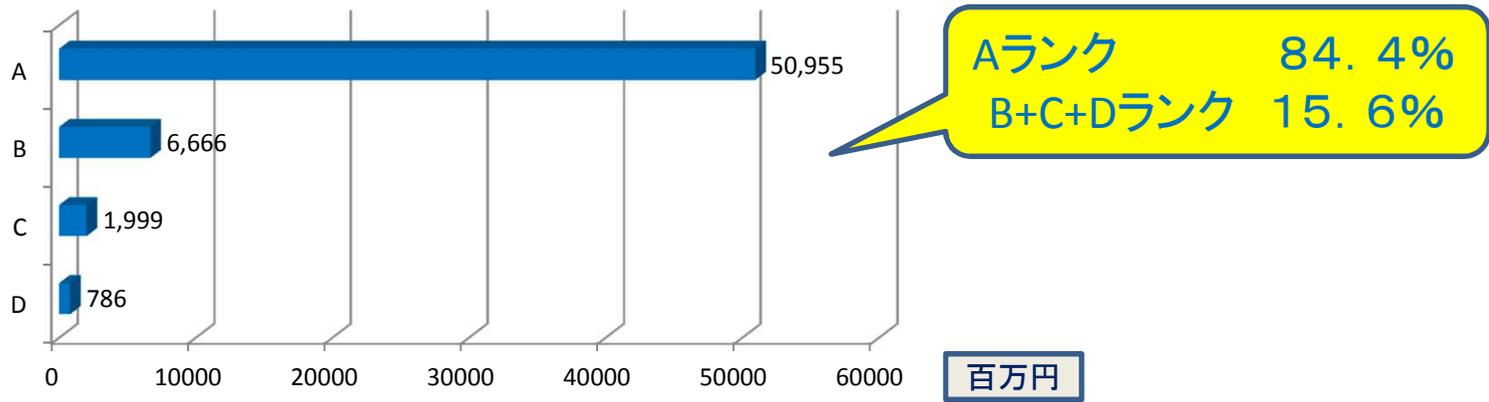
格付	総合数値	完 成 工事高	1級技 術者数	発注基準	業者 数
A	810以上	2億円以上	5人以上	3,500万円以上	180
B	710～809	5,000万円以上	なし	1,000万円以上 3,000万円未満	254
C	610～709	2,000万円以上	なし	250万円以上 1,000万円未満	304
D	609以下	2,000万円未満	なし	250万円未満	1,090
計					1,090

建築一式工事

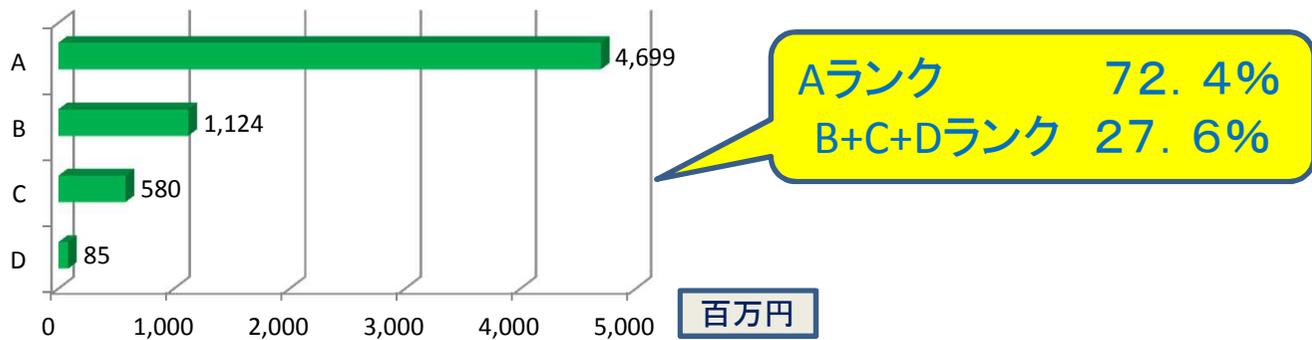
格付	総合数値	完 成 工事高	1級技 術者数	発注基準	業者 数
A	800以上	1億円以上	3人以上	5,000万円以上	98
B	670～799	6,000万円以上	なし	2,000万円以上 5,000万円未満	164
C	580～669	3,000万円以上	なし	500万円以上 2,000万円未満	205
D	579以下	3,000万円未満	なし	500万円未満	689
計					1,156

(参考資料)長崎県の格付別受注総額(H19~H21の3ヶ年平均)

土木一式工事

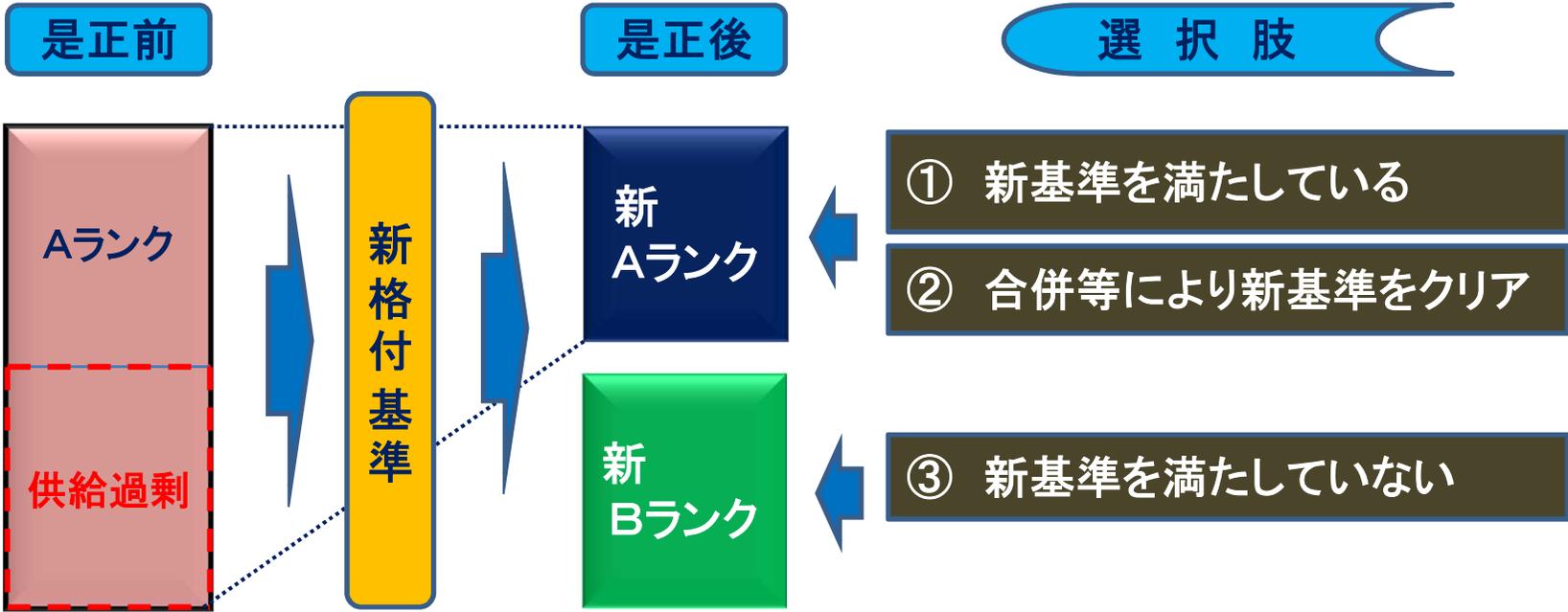


建築一式工事



# ○供給過剰構造是正促進

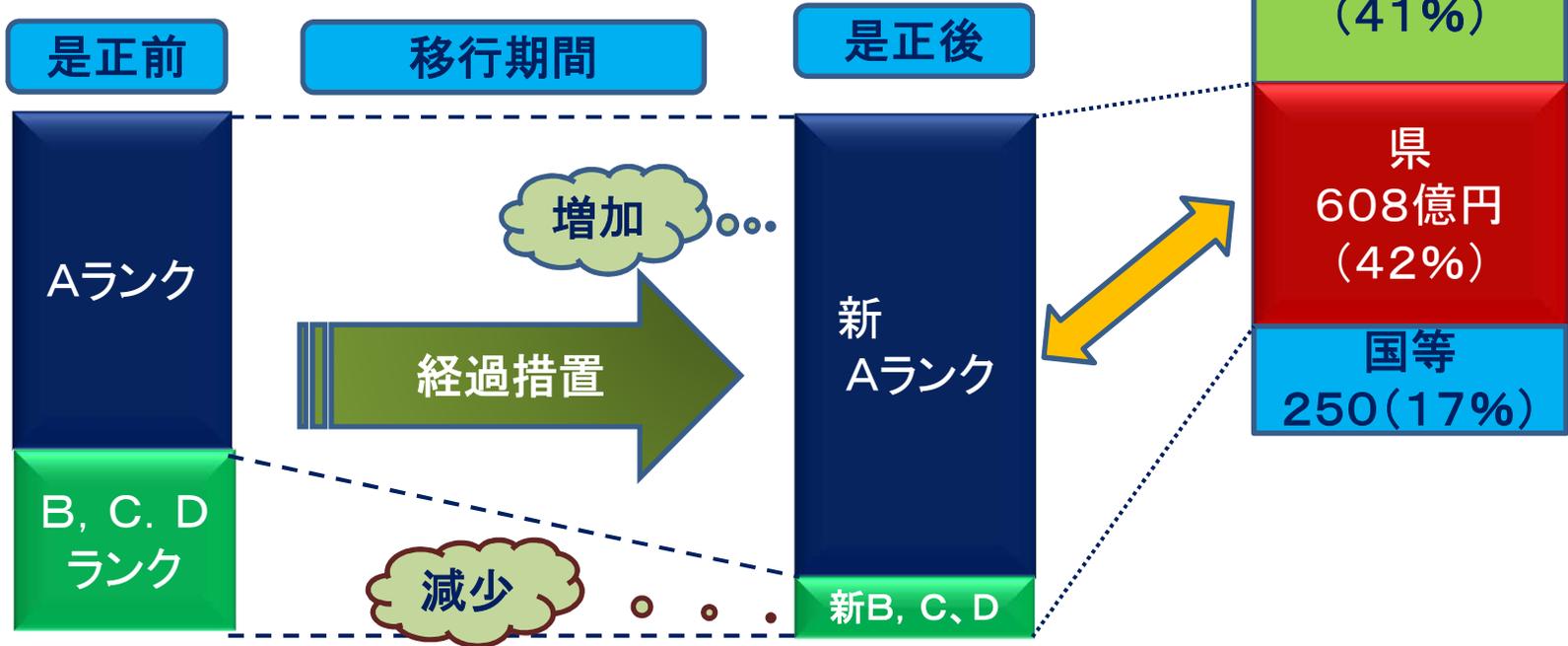
1) - ①県格付基準の見直し



1) - ②発注基準の見直し

平成22年度  
県内公共工事費  
1,456億円

県工事発注金額のシェア



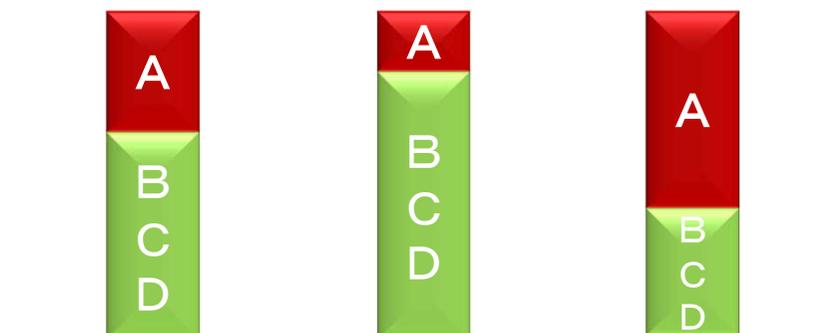
## 2) 地域特性への配慮と地域間のアンバランスの是正

### 現 状

#### 1 需給バランスの地域格差



#### 2 ランク構成バランスの地域格差



### 県の是正対策

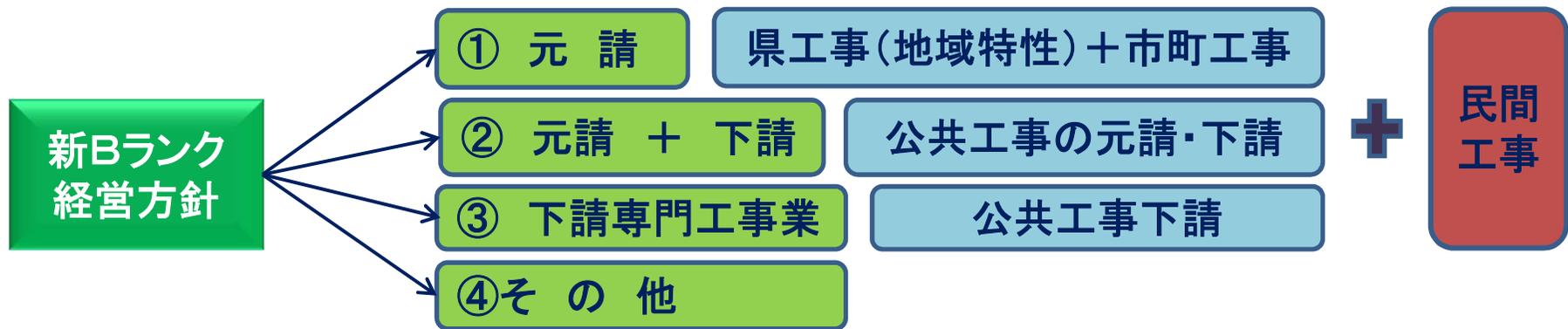
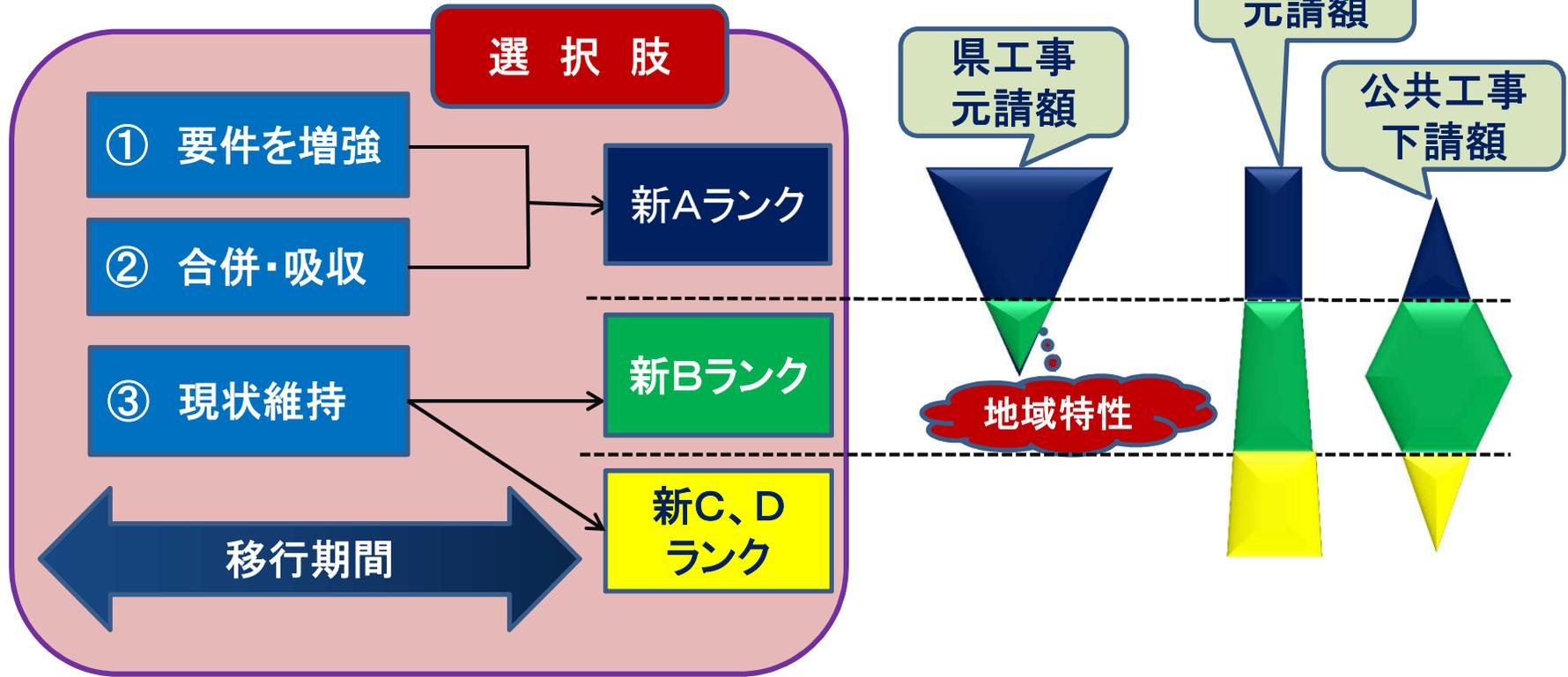
○地域の経済・雇用を守る  
地場建設業者の活用

○維持管理、緊急災害即応  
体制整備のための地域  
建設業者の活用

○地元インセンティブの  
あり方の見直し

○地域枠組みの見直し

3) 基準を満たさない企業の新たな選択肢

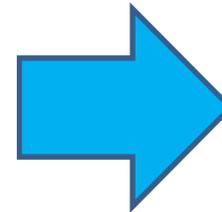


## 4)不適正企業の排除と社会貢献等 企業評価の見直し

### ア. 不適正企業の排除

~~労働者福祉制度未加入企業~~

~~倒産等の可能性の高い企業~~



**排除**

### イ. 技術力評価手法の見直し

現在の技術力  
評価指標

有資格技術者数  
同種工事施工実績

**追加**

新しい評価手法

企業の技術力を適正に  
反映する評価手法の導入

## ウ. 災害支援に関する評価の見直し

＜従来＞  
協定締結を評価

見直し

実際に支援ができることを評価  
人材・資機材・情報収集能力等  
の有無を

地域特性を評価する場合、“地域に有益な社会貢献”が評価対象になる。

評価の対象となるような  
地域に有益な社会貢献とは

○客観的な評価指標があること

○支援を行う能力とやる気があること

- ・雇用促進(高齢者・若年者・障害者)
- ・就労環境(福祉・労務費)
- ・災害支援
- ・地域活動(美化・清掃・省エネ・防犯・消防・交通安全・スポーツ)
- ・福祉支援(老人・障害者)
- ・交流支援(国際・教育) etc

## 5) 入札制度のあり方の継続的見直し

### 入札制度の現状における問題点

大半の入札が最低制限価格付近での競争である

デフレにより予定価格が目減りしている(特に労務費)

入札契約手続きが煩雑で期間が長い

収益が上がらない  
賃金が低下する

継続的検討

適正な競争を促す入札制度

適正な利益や賃金を見込んだ予定価格

簡潔で迅速な入札契約手続き

# 3. 公共工事における 元請下請関係の適正化

発注者の役割

元請下請関係の適正化

重層下請構造の是正

元下契約の適正化

下請保護

①下請次数抑制(2次または3次)

②契約内容・方法の適正化(内訳書提出の義務化など)

③下請代金債権保全(大型工事の支払いボンドなど)

④倒産等の可能性が高い企業の県工事入札からの排除

⑤下請代金未払認定に基づく入札参加規制

受注者  
の役割

元請下請関係の適正化

重層下請構造の是正

元下契約の適正化

下請保護

①下請次数抑制の履行

②下請契約の適切な履行(内訳書の添付)

③下請代金の適切な支払い

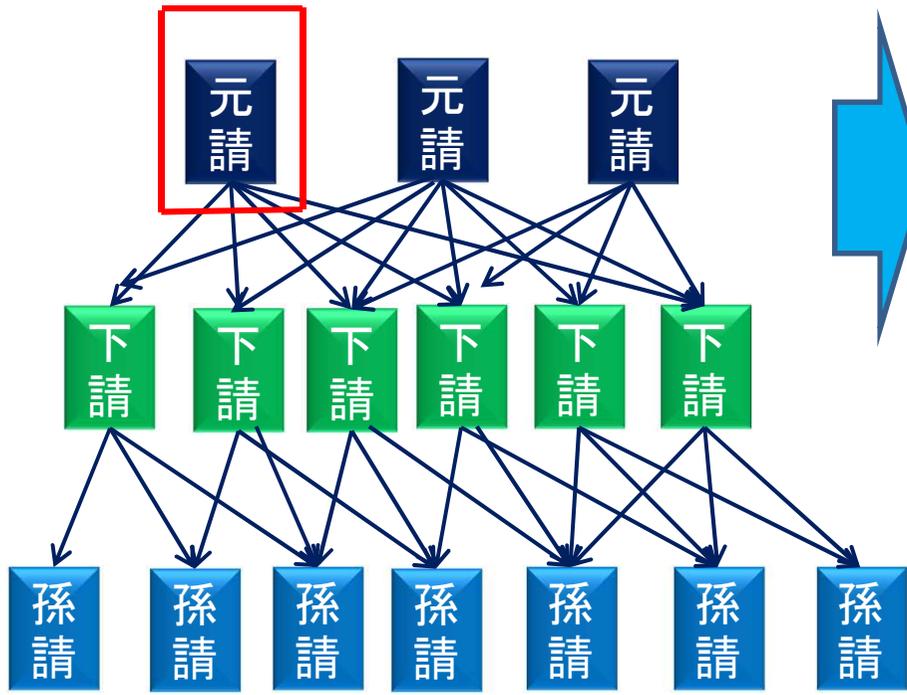
④優良な下請専門工事業者の活用

⑤下請業者の技能者の育成

# 下請構造の再構築

元請のみを評価

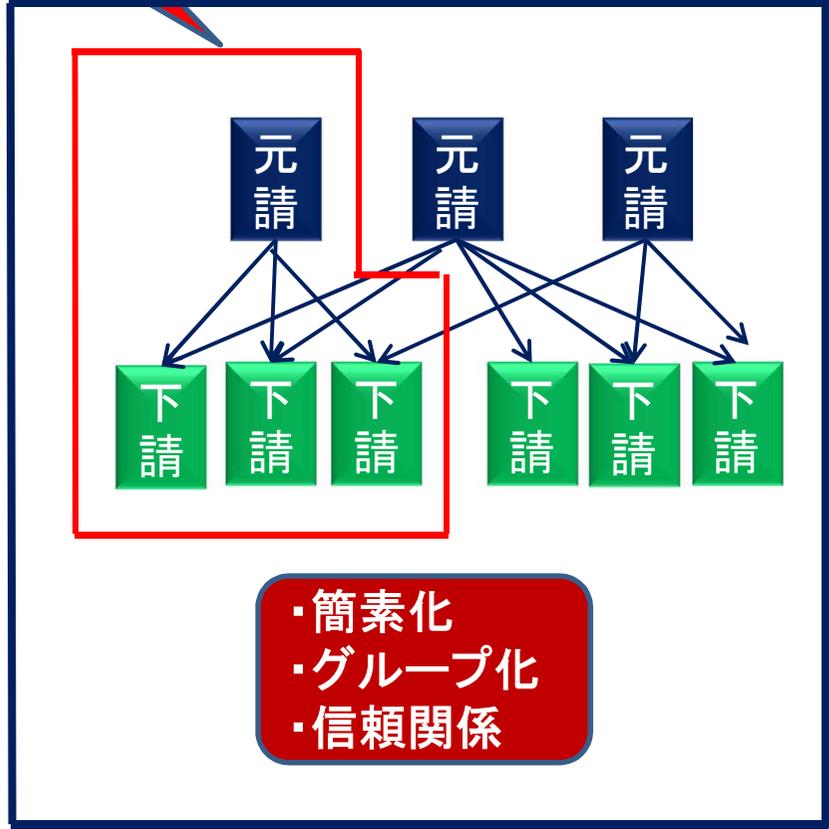
## 従来の枠組



- ・価格優先
- ・不要下請
- ・責任所在不明

元請と下請けを合わせた総合的評価

## 新たな枠組



- ・簡素化
- ・グループ化
- ・信頼関係

協会は会員同士の枠組みを促進し優位性を増大させる

# 4. 維持管理事業、緊急災害等への対応

発注者の役割

維持管理事業、緊急  
災害等への対応

維持管理事業への対応

緊急災害等への対応

①地域建設業の活用

②JV,共同企業体との契約や複数年契約の検討

③指定管理者制度の活用

④維持管理工事の適正積算

## 地域の建設業者を活用する入札制度の事例

地域力保全型  
(指名競争入札)

離島半島・山間地域における特殊な技術を要しない、小さい規模の工事は、地域に主たる営業所を置く建設業者に発注する

長崎県  
新潟県  
etc

地域企業育成型  
(総合評価方式)

地域の小規模工事を総合評価で発注し、事前に登録した「地域社会貢献の実績」などを重視した評価を行う

宮崎県

協同組合  
委託型(仮称)

中山間地域における維持管理業務を簡易プロポーザル方式により地域の協同組合と契約する(随意契約)

福島県

# 5. 建設業の経営革新と新分野進出、 行政による建設業支援の取組

受注者の役割

経営革新と新分野進出

経営革新の取組

新分野進出の取組

## <経営革新の取組>

- ・現状認識と経営革新への意識醸成
- ・優良な企業への指向
- ・元請下請関係の適正化
- ・人材の育成・確保と処遇の改善
- ・若い技術者の育成・新規雇用
- ・労務費引き上げ等就労環境の改善

## <経営多角化や新分野進出の取組>

- ・各種支援制度の活用
- ・トップの決断と現場の知恵のコラボレーション
- ・企画計画力、資金調達力の強化
- ・外部人材等の登用
- ・成長分野事業への進出

## 発注者の役割

経営革新と新分野進出  
等の取組への行政支援

経営革新取組への支援

新分野進出取組への支援

### <経営多角化、新分野進出への支援>

- ・各種支援制度の周知徹底と活用促進の働きかけ  
(経営相談・アドバイス、資金援助、技術支援、人材確保、講習)

### <建設業育成への支援>

- ・産学官連携した技術者、技能者の育成
- ・労務環境改善取組への支援(賃金や福利厚生等)
- ・広報・PR活動への支援

### <離職者への支援>

- ・離職者支援(再就職支援、職業訓練支援)
- ・雇用関係助成金

## 6. 改革へのスケジュール



## 7. その他

この報告書の内容は、県のみならず県内の他の公共工事発注者においても広く論議され、県内の関係機関が連携して新たな取り組みを行うことが望まれる。

## Ⅲ. 建設業協会への対応

# 1. 報告書への会員の対応

現状を  
認識する

- 供給過剰構造により、建設業界は厳しい状況にある。
- 需給バランスから見て、半数以上が供給過剰である。
- 放置すると業界全体が疲弊し、崩壊してしまう恐れがある。

真摯に受  
け止める

- 提言は建設業界の再生を図れる唯一の方策である。
- 痛みを伴うが、受け止めなければもっと大きな痛みがある。

方針を  
選択する

- 県民や県の要請に対し、今後の方針を選択する。

役割を  
果たす

- 選択した方針に向け努力する。
- 技術の向上、地域への貢献に努力する。
- 経営革新に努力する。
- 下請契約の適正化に努力する。

## 2. 報告書への建設業協会の対応

会員への  
周知

○報告書の解説書を作成し、内容の周知を図る。

検討組織  
の設置

○検討会を設置し、報告書の提言に対する、協会や会員のあり方、取組を検討する。

県取組の  
情報収集

○県入札制度の改正状況を速やかに収集する。

進行管理

○報告書の提言において、業界に求められた役割の実現にむけた取組の進行管理を行う。